

◎ 纖維製品の国際貿易に関する取極の有効期間を延長する千九百八十六年
議定書を改正する議定書

(略称) 纖維製品国際貿易取極の延長議定書の改正議定書

平成	元年	七月	二十日	ジュネーヴで採択
平成	二年	一月	一日	効力発生
平成	元年十二月	一日	異議を通報しない旨の閣議決定	
平成	元年十二月	十四日	告示	
	(外務省告示第六二五号)			
平成	二年	一月	一日	我が国について効力発生

目次

ページ

1	一九八六年議定書23の改正	三
2	効力発生	三

(訳文)

繊維製品の国際貿易に関する取極の有効期間を延長する
千九百八十六年議定書を改正する議定書

PROTOCOL AMENDING THE 1986 PROTOCOL
EXTENDING THE ARRANGEMENT REGARDING
INTERNATIONAL TRADE IN TEXTILES

繊維製品の国際貿易に関する取極の参加国は、

The Parties to the Arrangement Regarding International Trade in Textiles,

千九百八十九年四月二十六日に採択された繊維委員会の決定であって、千九百八十九年七月二十日に採択された同委員会の決定によって修正されたものを想起して、次のとおり協定する。

Recalling the Decision of the Textiles Committee adopted on 26 April 1989, as modified by its decision adopted on 20 July 1989,

Hereby Agree as follows:

1 千九百八十六年議定書23の規定を次のように改める。

1. Paragraph 23 of the 1986 Protocol shall be replaced by the following text:

千九百九十年一月一日から、千九百八十六年議定書の残余の期間中、繊維監視機関は、議長一人及び構成員十人から成る。

"With effect from 1 January 1990 and for the remaining period of the 1986 Protocol, the Textiles Surveillance Body shall consist of a Chairman and ten members."

2 この議定書は、取極の一の参加国が、当該取極の寄託者としてのガット事務局長に対し、千九百八十九年十二月一日までにこの議定書に対する異議を通報しない場合には、千九百九十年一月一日から効力を生ずる。

2. This Protocol shall enter into force with effect from 1 January 1990, unless a party to the Arrangement communicates to the Director-General of the GATT as the depositary of the Arrangement, not later than 1 December 1989, its objection to this Protocol.

一九八六
年議定書
23の改正

効力発生

繊維製品国際貿易取極の延長議定書の改正議定書

(参考)

この取極は、繊維製品の国際貿易に関する取極（昭和四十九年多数国間条約集及び条約集第二三二〇号参照）の千九百八十六年延長議定書（昭和六十一年多数国間条約集及び条約集第三五六四号参照）を一部改正するものである。